

# 仕 様 書

## 1. 件名

財務会計システム用ハードウェア等保守 一式

## 2. 背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）がデータセンター（神奈川県）へ既に設置している財務会計システムについて、障害の発生を未然に防ぎまた、障害からの速やかな復旧を行える環境を構築することによってシステムの安定稼働を担保するため、財務会計システム用ハードウェア等の保守に関する業務を請け負わせるものである。

## 3. 請負期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

## 4. 請負場所

機構が指定する場所

## 5. 受注条件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク使用許諾、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会、公益財団法人日本適合性認定協会、又は、海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISMS（ISO/IEC27001）の認証を受けていること。

## 6. 業務要件

### （1）ハードウェア製品保守

- ① 財務会計システム用ハードウェア（以下「ハードウェア」という）保守の対象は、別紙1「対象ハードウェア一覧」の「（1）本保守契約対象ハードウェア」に記載している機器全てとすること。
- ② ハードウェア保守は、平日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日～1月3日の年末年始を除く月曜日～金曜日）の「9時～17時」とし、オンサイト保守とすること。

### （2）ソフトウェア製品保守

- ① ハードウェアに搭載している下記のウィルス対策ソフトにおいて、バージョンアップ、パターンファイルのダウンロード権、サポートサービスなどを請負期間分

提供すること。

数量 本保守契約対象機器分：23 式（予備機分は除く）

本保守契約対象外機器分：6 式

### （3）保守・運用サポート

- ① ハードウェア上に、財務会計システム用アプリケーションソフト（以下「アプリケーションソフト」という）を導入している。また、本保守契約対象機器以外に別途、当機構にて導入及び保守契約を締結している機器（以下「データベースサーバ等機器」という）が有る。これらを一体化させ運用を円滑に行うため、機構担当者、アプリケーションソフト保守請負者及びデータベースサーバ等機器保守業者と連携し綿密な打ち合わせや調整を行い、システム全体を支障なく稼働できるよう保守・運用サポート業務を行うこと。  
データベースサーバ等機器については、別紙1「対象ハードウェア一覧」の「(2) 本保守契約対象外ハードウェア」を参照のこと。
- ② 保守・運用サポートの対象は、ハードウェア及びソフトウェア（WindowsOS、ウイルス対策ソフト、バックアップ管理ソフト/以下「ソフトウェア」という）とすること。
- ③ 発生した障害や問題等の調査や復旧等については、機構担当者、データセンター担当者、アプリケーションソフト保守請負者、データベースサーバ等機器保守業者からのいずれかの連絡に基づき行うこと。
- ④ 発生した障害や問題等が、ハードウェア及びソフトウェアに起因する場合は復旧作業を行うこと。なお、復旧作業の対応時間については、保守条件や運用サポート条件に従い行うものとする。
- ⑤ ハードウェアの障害について、対象機器の保守部品が欠品等により復旧が困難な場合、アプリケーションソフトへの影響が少ない別方策（サードパーティー製品の使用、代替機の用意、他サーバとの共有等）を、機構担当者、アプリケーションソフト保守業者、及びデータベースサーバ等機器保守業者と協議の上で決定し対応すること。なお、別方策で別途費用が発生する場合、その費用は機構担当者と協議の上で決定する。
- ⑥ 発生した障害や問題等についての切り分けや調査を行うにあたり、機構担当者、アプリケーションソフトの保守請負者及びデータベースサーバ等機器保守業者から協力を求められた場合は、これに協力すること。
- ⑦ 復旧作業後は、機構担当者、アプリケーションソフト保守請負者及びデータベースサーバ等保守業者と連携し財務会計システムの正常稼働を確認すること。
- ⑧ 発生した障害や問題等の調査や復旧等の業務遂行後には、作業内容を記録し作業

実施の都度及び月次毎に機構担当者へ速やかに報告書を提出すること。また、調査や復旧作業が長期に渡る場合は、中間報告書を提出すること。なお、作業内容、作業項目別作業量及び実働時間を記載することとし、報告内容やその様式については機構担当者と協議の上で決定する。

- ⑨ 請負業務期間終了後はその期間分全ての報告書をまとめて図書（冊子）及び電子データ（CD-ROM 格納）で提出すること。なお、報告内容やその様式については機構担当者と協議の上で決定する。
- ⑩ サーバについて、ソフトウェアの再インストールが必要となった場合は、バックアップデータを元にした再構築作業、または、ソフトウェアの再インストール及び再設定による再構築作業を行うこと。
- ⑪ その他設定変更等の依頼があった場合は対応すること。なお、システム全体にかかる大幅な設定変更については、当機構担当者と協議の上で決定すること。
- ⑫ 機構担当者からの技術的相談に応じること。
- ⑬ 発生した障害や問題等の調査や復旧等や設定変更作業などは、財務会計システムに対してリモートアクセスし行うこと。なお、リモートアクセス方法については、機構担当者と協議の上で決定するが、リモートアクセスに必要な通信回線費用（工事費、回線費、ISP 接続費など）等が発生する場合は、請負者の負担とすること。
- ⑭ リモートアクセスからの対応が難しい場合は、機構担当者と日程調整の上、オンサイト（データセンター／神奈川県）で行うこと。なお、オンサイトでの対応時間については、平日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日～1月3日の年末年始を除く月曜日～金曜日）の「9時～17時」とする。
- ⑮ 発生した障害や問題等の調査や復旧等、設定変更作業などをオンサイトで行う際は、データセンター（神奈川県）に入館申請が必要となることから、事前に入館日時、会社名、入館者名、連絡先、入館理由等を連絡すること。
- ⑯ ハードウェア及びソフトウェアについて、重大な不具合に対する修正や重大なセキュリティホール等の情報が公表された際は、1週間以内に機構担当者に情報を提供し、機構担当者と協議の上、対策を実施すること。
- ⑰ 機構担当者、アプリケーションソフト保守請負者及びデータベース等機器保守業者からの問い合わせについて、総合受付窓口（電話、FAX、メール）を設け一本化し無制限受付とすること。なお、総合受付窓口の受付時間については、24時間365日とすること。
- ⑱ 保守についての要員配置体制や連絡体制を明示すること。

## 7. 機密保持

- ① 業務により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は、他の目的に使用しないこと。

- ② 業務により知り得た全ての情報については、請負期間はもとより請負期間終了後においても第三者に漏らさないこと。
- ③ 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④ 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。ただし、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構に返納、又は、焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

## 8. 損害賠償

請負者が本契約に違反して、機構が損害を被った場合には、機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

## 9. その他

- ① 本業務について疑義が生じたとき、又は、本業務に伴い機構と交わす契約書に定めのない事項については、当機構及び請負者の双方で協議のうえ決定すること。
- ② 請負者の故意、又は、過失により損害が発生した場合は、請負者の責により現状復帰すること。
- ③ 本業務に当たっては、機構から「国立高専機構情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに係る事項等の説明を受け遵守すること。